

健康と環境を守る

保健環境センターだより



キノコ食中毒に注意しよう!

食品薬品部

意外に少ない!? 食べられるキノコ

秋も深まり、キノコ狩りのシーズンを迎えました。日本には、名前の付いたキノコが約3,000種、名前の付いていないキノコが約10,000種も存在するといわれており、山や公園、自宅の庭など、身近なところで様々なキノコを観察することができます。このうち、食べられることが分かっているキノコは約100種、食べることのできない、いわゆる毒キノコは200種以上が知られており、残りのキノコは毒性の有無が分からないものです。栃木県では、毒キノコによる食中毒が平成10年から令和2年の間に61件も報告されています。

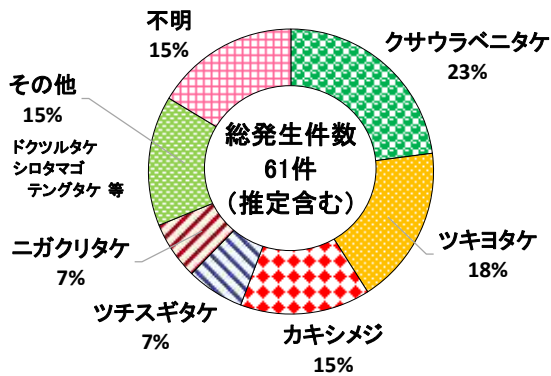


図 栃木県内で発生したキノコ食中毒

注意したい毒キノコ

○クサウラベニタケ(毒素:コリン、ムスカリン)

ウラベニホテイシメジやチタケと間違えやすいキノコです。食べると嘔吐、下痢、腹痛を発症します。

○ツキヨタケ(毒素:イルジンS等)

シタケと間違えやすく、夜に発光する特徴があります。食べると嘔吐や下痢を発症します。



ツキヨタケ

○ドクツルタケ・シロタマゴテングタケ(毒素:アマニトキシシン類等)

全体が白いことが特徴の猛毒のキノコです。食べると嘔吐や下痢に加えて、肝臓・腎臓の機能障害を起こし死に至ることもあります。



ドクツルタケ

採らない!

食べない!

売らない!

人にあげない!

● 判別できないときは…

キノコの判別に簡単・確実な方法はありません。食用のキノコであると確実に判別できないキノコは絶対に採らない、食べない、売らない、人にあげないようにしましょう。

もっと詳しく知りたい方は…

厚生労働省 HP「毒キノコによる食中毒に注意しましょう」をご覧ください。



厚生労働省 HP

栃木県気候変動

適応

地球温暖化で大雨が増える!?



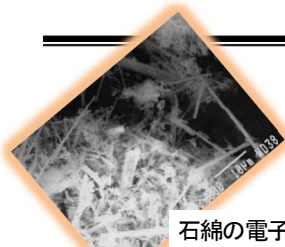
10月は秋雨前線や台風のシーズンです。

地球温暖化の影響で、気温や海面水温が上昇すると、空気中の水蒸気量が多くなり、大雨をもたらす雲が発達しやすくなります。

国は「日本国内の大雨や短時間強雨の発生頻度が増加している。今後も雨の降り方が極端になる傾向が続くと予想される。」と報告しています。

ハザードマップ確認、マイ・タイムライン作成、非常持出品準備等をして、大雨に備えましょう。

※ 日本の気候変動2020 文部科学省・気象庁



石綿の電子顕微鏡写真

石綿(アスベスト)規制が強化されました!

～ 大気汚染防止法 改正 ～ 大気環境部

石綿 (アスベスト) とは?

石綿(アスベスト)は、とても細い繊維状の天然鉱物で、「せきめん」「いしわた」と呼ばれます。

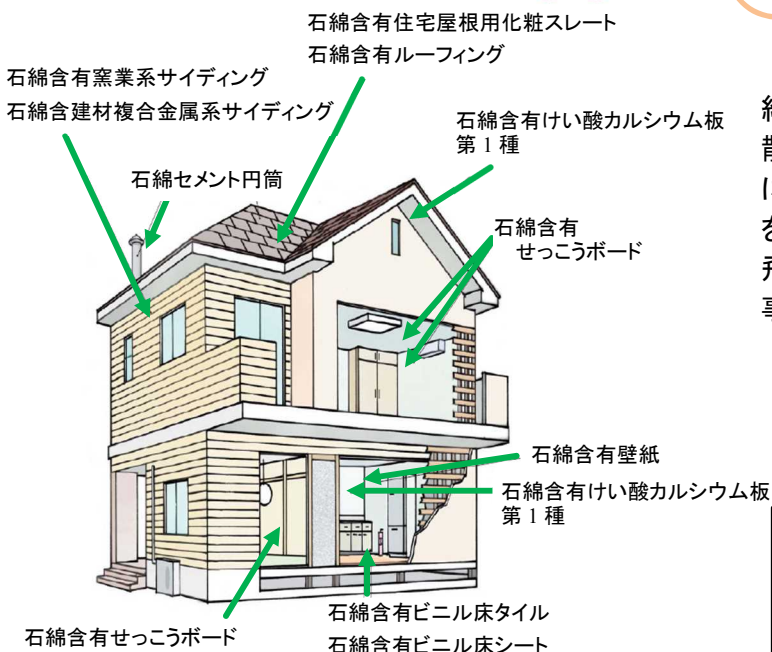
燃えない、薬品に強い、丈夫で安価等の優れた性質があり、古くから様々な用途に使用されてきました。特に、耐火、耐熱、防音等を目的とした建築材料としての利用は多く、石綿利用の8割を占めていました。

しかし、空気中に飛散した石綿を吸い込むと、肺の病気(肺がんや中皮腫)を起こすことがあるため、石綿製品の製造や廃棄等については、複数の法律で健康被害防止を目的とした規制がされています。

建築に利用された石綿

石綿は、1955(昭和30)年頃から建材への使用が一般化しましたが、健康被害を起こすことがわかり、1975(昭和50)年に、石綿を5%超えて含有するものの吹き付け作業が原則禁止されたことを始まりに、規制が強化されてきました。

2006(平成18)年には、製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用等が原則禁止されましたが、過去に使用されたものは建築物等に残存しています。



一般住宅における石綿使用建材の例 (国土交通省「目で見えるアスベスト建材」より)

規制強化のポイント

大気汚染防止法では、環境中に石綿が飛散することを防ぐため、1997(平成9)年4月から建物の解体作業等に関する規制をしてきました。

石綿を使った建物の老朽化が進む中で、解体工事等による石綿の飛散を防止するため、大気汚染防止法が改正され、さらに規制が強化されました。

2021(令和3)年4月からは、一般住宅にも使用されている「石綿含有成形板等の通常の使用方法では石綿が飛散しにくい建材」も、新たに規制対象となりました。

主な規制強化ポイント(一般住宅を中心に)

- ◆建築物等の解体・改造・補修時には、石綿含有建材についての事前調査が必要
- ◆元請業者は、作業開始前に、事前調査結果を発注者に書面で説明
- ◆石綿含有成形板等の飛散しにくい建材を除去する際の作業基準(新設)を遵守
- ◆元請業者は、作業完了後の確認、発注者への書面報告をして、記録を保存
- ◆正しい方法で作業がされていない場合は、直接罰則が適用(対象:元請業者、下請負人、自主施工者)

住宅の外装材、屋根材、内装材等の成形板に石綿が含有されていても、通常の使用状態で石綿が飛散する可能性は低いですが、解体・改修工事等の際には注意が必要です。石綿使用に関する事前調査を行い、石綿含有建材が確認された場合には適切な飛散防止措置がされるよう依頼し、安全・安心な工事がされるようにしましょう。

詳しくは、
環境省リーフレット



発行 栃木県保健環境センター
〒329-1196 宇都宮市下岡本町 2145-13
TEL : 028-673-9070
FAX : 028-673-9071
E-mail : kenkou-ko@pref.tochigi.lg.jp

<栃木県保健環境センターホームページ>
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e60/index.html>